

凍結保存延長についての注意事項

卵子・胚（受精卵）・精子の凍結保存には**1年ごと**の更新手続きが必要です。期限を**3か月以上**過ぎても手続きが行われなかった場合は**廃棄**します。忘れずに手続きをしてください。

更新せず凍結物の廃棄を希望する場合は、**廃棄の同意書**を提出してください。同意書は当院受付で受け取るか、ホームページからダウンロードできます。

保険適用について

- 凍結保存の更新手続きには、保険適用の場合と自費の場合があります。保険は以下の条件をすべて満たす場合に適用されます。
 - 2022年4月以降に保険適用の採卵周期で得られた凍結卵・胚で、凍結してから3年以上経過していないこと
 - 更新時の女性の年齢が43歳未満であること
 - 胚移植の回数が上限を超えていないこと（初回の治療開始時に40歳未満の方は6回まで、40歳以上43歳未満の方は3回まで）
 - 今後、凍結した卵・胚を用いた生殖補助医療を受ける計画があること
- 上記の条件を満たしていても、妊娠・出産、あるいはご自身の都合によって不妊治療を休止・中断している場合は、更新のために治療計画書を作成しなくてはなりません。保険証を持参して来院し、手続きを行ってください。
- 精子の凍結保存は、生殖補助医療の治療計画書を作成して治療を受けている間は無料ですが、更新の手続きは必要です。凍結してから3年以上経過した場合や、妊娠して今回の治療を終了した後も凍結保存を希望する場合などは自費になります。

更新料金について

- 保険で更新する場合は、保険証を持参して来院してください。
- 支払い後の返金請求には対応できません。あらかじめご了承ください。
 - 保険の場合：10,500円/年（税込）、個数制限なし、更新2回（3年間）まで
 - 自費の場合：26,400円/年（税込）、個数制限なし

更新の連絡について

- 次回の保存期限が近づいたら、予約システムを利用して確認のメールを送信します。
- 当院予約システムにメールアドレスを登録のうえ、受信できる状態に設定してください。メール以外での連絡は行っておりませんのでご了承ください。